

第2号議案

2019年度活動方針・活動計画および予算決定の件

2019年度 活動方針（案）

【くらしと生協を取り巻く情勢について】

（協同組合をめぐって）

- ・2015年、国連は「持続可能な開発のための2030アジェンダ」を採択し、17の目標からなる「持続可能な開発目標（SDGs）」を掲げ、その実現に向けて役割を果たす民間セクターのひとつに協同組合が認知されました。SDGsで掲げられた目標は、私たち生協がこれまで取り組んできた活動と密接に結びついており、全国の生協ではSDGsを念頭に置いた活動がすすめられています。
- ・地域社会に協同組合の価値や事業を発信する役割を担う、あらたな協同組合連携組織「(一社)日本協同組合連携機構(略称:JCA)」が2018年4月に発足し、協同組合間協同の一層の強化が図られました。

（くらしや経済をめぐって）

- ・家計調査の消費者物価指数は、原油高に伴うガソリン高や、様々な値上げなどの要因から上昇傾向が続いています。賃金が伸びない中、「景気回復」を実感できない状況です。
- ・日本における相対的貧困率は高い水準にあり、経済格差の問題が依然解消されていません。
- ・2019年10月に実施予定の消費税増税により、駆け込み需要が見込まれる一方、消費が落ち込み、くらしが一層厳しくなることが予想されます。消費税増税に伴う軽減税率制度の導入についてもさまざまな事業対応が求められることとなります。
- ・2018年度から国費による給付型奨学金制度が始まりました。しかし、支援制度としては十分な内容とは言えず、今後の国の検討状況を注視する必要があります。
- ・日本とアメリカの2国間で、農産品などの関税を含む自由貿易協定(FTA)の交渉開始を合意し、農産物や工業用品など、幅広い品目にわたる物品の輸出入にかかる関税の引き下げや撤廃について協議をおこなうとされています。
- ・2018年12月30日に、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定(TPP11協定)が、2019年2月には日欧経済連携協定(EPA)が発効されました。安価な農産品などが輸入される一方で、国内農業などへの影響が懸念されます。
- ・2018年の介護保険報酬改定により6年ぶりのプラス改定となりました。医療・介護連携や自立支援介護、人材確保と生産性の向上、サービスの適正化と重点化の方向性が打ち出されましたが、医療・介護費が増加する中、医療・介護保険の保険料負担上昇などが予想されます。
- ・2018年7月に閣議決定された「エネルギー基本計画」では、再生可能エネルギーの主力電源化が明記された一方、原子力発電をベースロード電源として位置づけ再稼働する動きが強まっており、改めて「原子力発電に頼らないエネルギー政策への転換」が求められています。

（食をめぐって）

- ・改正食品衛生法、広域におよぶ食中毒への対策強化やHACCP(ハサップ)(※)の義務化(制度化)などが盛り込まれ、食品衛生に関わるすべての業種において、2020年6月までに対応が必要とされています。
- ・食品ロス課題とする取組みが行政や消費者、事業者にもひろがっています。食品ロス問題は、ごみ問題や消費者市民社会づくり、貧困問題にも関連する課題であり、生協の役割発揮が求められています。

（平和・民主主義をめぐって）

- ・憲法改定に向けた動きが加速する可能性があります。国民一人ひとりが、しっかりと憲法について学ぶ場づくりが大切になっています。

- ・2020年に開催される核不拡散条約（NPT）再検討会議に向けた準備会合などがおこなわれています。核兵器廃絶に向けた取り組みの強化が求められています。「ヒロシマ・ナガサキの被爆者が訴える核兵器廃絶国際署名（ヒバクシャ国際署名）」の活動がすすめられています。京都においても「ヒバクシャ国際署名を大きくひろげる京都の会」による署名活動が取り組まれています。

（防災・減災をめぐって）

- ・西日本豪雨は、大規模な土砂崩れや河川の氾濫を引き起こし、甚大な被害をもたらしました。また、北海道や大阪の大地震や、記録的な大雨・暴風や高潮を引き起こした台風21号など、2018年度は全国的に大きな災害に見舞われた1年となりました。地震への対応に加え、風水災害への備えや対応が求められます。

（消費者市民社会の実現をめぐって）

- ・消費者の世論と運動によって、適格消費者団体（全国19団体）による不当な契約・勧誘行為の差止請求にくわえ、2016年10月からは消費者被害の回復を請求できる集団的消費者被害回復制度（特定適格消費者団体）がスタートしました。関西では京都府生協連も会員であるNPO法人消費者支援機構関西が認定を受け活動を開始しています。

（※）HACCP

食品の製造・加工工程のあらゆる段階で発生するおそれのある微生物汚染等の危害をあらかじめ分析（Hazard Analysis）し、その結果に基づいて、製造工程のどの段階でどのような対策を講じればより安全な製品を得ることができるかという重要管理点（Critical Control Point）を定め、これを連続的に監視することにより、食品の安全を確保する衛生管理の手法です。（出典：厚生労働省資料）

【1】『京都府生協連の4つの役割』にもとづく2019年度活動について

京都府生協連は、持続可能な開発目標（SDGs）の実現に向けた協同組合への期待や、安心してくらしたいという「京都の生協への期待」に応えるため、「新・京都の生協の課題と京都府生協連の役割」にもとづき、会員生協や行政・諸団体との連携強化を図り、その役割を果たしていきます。

『京都の生協の5つの課題』

- (1) 生協の事業と活動の総合力を発揮し、生活の文化的・経済的向上をめざします
- (2) 消費者市民社会の主人公として、よりよい社会づくりに貢献します
- (3) 安心してくらせる地域経済・社会づくりをめざします
- (4) 協同と連帯の力で活動を推進します
- (5) 組合員参加をひろげ、安定した事業と経営を確立します

『京都府生協連の4つの役割』

- (1) 学びと交流
- (2) 生協間の協同・連携
- (3) 行政・諸団体との連携
- (4) 生協の姿を社会に発信し、理解をひろげる

1. 学びと交流

— 会員生協の共同の場にふさわしく、生協どうしがお互いに学びあい、はげましあえる交流と共同の行動をつよめます —

(1) 会員生協の研修・交流・協同活動を促進

- ・会員生協で取り組まれている学習会等の情報を収集し、会員生協に提供することで、日常のコミュニケーションを強めます。
- ・京都の生協活動を豊かに発展させる協議会（略称：K S K）は年4回、会員生協の理事・監事を対象に関心に基づく学習や研究、活動交流をすすめます。また、理事会での活動交流の場を充実し、会員生協間の交流や連携がすすむようにします。
- ・さまざまな協同組織と連携した活動に世代を超えた組合員や学生が参加し、協同組合活動が実感できる機会をひろげます。

(2) 広域災害、局地災害を想定した防災・減災、被災者支援の取組み

- ・防災や災害時の対応をテーマにした学習や活動交流をすすめます。
- ・会員生協がBCP（事業継続計画）の策定や災害対策マニュアル作りがすすむように、学習会の開催や情報提供をおこないます。
- ・引き続き、京都府生協連の災害対策マニュアルについて実態に沿うよう見直しをおこないます。

(3) 食の安心・安全と食育活動等の推進

- ・食品表示制度や遺伝子組み換え食品・ゲノム編集技術、農薬、食品添加物、食と放射性物質、食品ロス削減等、「食品の安心・安全」をテーマにした学習会の開催や情報提供等をすすめます。また、パブリック・コメントの発信などをすすめます。
- ・会員生協や京都府協同組合連絡協議会とも連携した食育活動をすすめます。

(4) 地域社会づくりをめざす取組み

- ・地域支援事業の推進をさらに広げ、府民が求める地域社会づくりの推進に向けた取組みとします。
- ・情報提供や学習・研修会の開催などをすすめます。会員同士の取組み交流や情報交換、地域の諸団体や社会福祉協議会などを通じて、市町村が行う取組み等の実態把握などをすすめます。
- ・貧困問題、子育て支援、食品ロス削減の取組みや、奨学金制度問題、男女共同参画をテーマに、諸団体との連携も図りながら安心してらせる地域をめざし、学習や交流をすすめます。

(5) 環境・エネルギー問題をつうじて、持続可能な社会を実現する取組み

- ・持続可能な開発目標（SDGs）の実現に向けた活動として、省エネや節電、再生可能エネルギー普及についての学習や研究、研修会に取り組みます。また、会員生協の活動や情報などの交流をすすめます。
- ・再生可能エネルギーの普及・拡大にむけて、行政や諸団体と協力した活動を推進します。

2. 生協間の協同・連携

ー多様な生協間の協同と連携、職員や組合員の交流を推進し、あらたな取組みの創造をめざし、交流から、さらに提携できることを模索します。また全国の生協とつながり、共通する課題の取組みを推進しますー

(1) 日本生協連・他府県生協連・各種協同組合などとの連携・交流をすすめます

- ・日本生協連（関西地連）、近畿地区生協府県連等の活動に参加し、連携・交流をすすめます。
- ・京都府協同組合連絡協議会（構成：JA京都中央会／京都府漁協／京都府森連／京都府生協連）を中心に、国際協同組合年の活動を継承し、会員生協とともに取組みをすすめます。
- ・協同組合のあらたな協同組合連携組織「(一社)日本協同組合連携機構（略称：JCA）」を通し、一

層の連携をめざします。

(2) 会員生協間の連携を深めます

- ・京都の生協活動を豊かに発展させる協議会（略称：K S K）をはじめとする研修や交流、京都総合防災訓練や環境フェスティバルへの合同参加などをすすめます。
- ・協同組合やSDG s等、共通のテーマを学習する機会を設けます。
- ・日常的に会員同士の連携が図れるよう役割を果たします。

3. 行政・諸団体との連携

ー京都の生協を代表して、行政との連携、各界との意見交換の開催、各種協同組合や地域諸団体とのネットワークをひろげ、連携して組合員と消費者の願いを実現することをめざしますー

(1) 行政・諸団体からの生協への社会的要請にかんする対応

- ・審議会や各種団体からの委員派出の要請にこたえていきます。
- ・行政等が実施するパブリック・コメント等への募集や政策提言に積極的に対応します。

(2) 食品安全の社会システム形成と食育活動の推進

- ・京都府食の安心・安全推進条例にもとづき、京都府・J A京都中央会・(一社)京都府食品産業協会等と協力しながら、取組みをすすめます。
- ・近畿農政局と近畿地区生協府県連との意見交換会を開催します。

(3) 災害への対応や防災・減災、被災者支援の取組み

- ・京都府生協連の災害対策マニュアルについて実態に沿うように引き続き見直しをすすめます。また、行政や他団体との関係強化を一層図ります。
- ・各会員生協の緊急時の対応についての準備状況等の状況把握をおこない、必要な情報提供や支援をすすめます。
- ・会員生協とともに京都府総合防災訓練に参加します。
- ・京都府災害ボランティアセンターの構成団体としての役割を發揮します。

(4) 暮らし・環境・防災・平和・地域づくりなど行政や諸団体と連携した取組み

<環境>

- ・K G P N（旧京都グリーン購入ネットワーク）や公益財団法人京都市環境保全活動推進協会（京のアクション 21 フォーラム、京都市ごみ減量推進会議と統合）と連携し、持続可能な環境づくりに貢献します。

<平和・憲法>

- ・「ヒバクシャ国際署名を大きくひろげる京都の会」の活動に参加し、「ヒロシマ・ナガサキの被爆者が訴える核兵器廃絶国際署名（ヒバクシャ国際署名）」に引き続き取り組みます。
- ・ピースパレード、ピース交歓会やピースアクション 2019 の取組みを推進します。
- ・憲法の三大原則である「国民主権」「基本的人権の尊重」「平和主義」を守る取組みをすすめます。

<地域づくり>

- ・京都府社会福祉協議会が運営する「きょうとフードセンター（京都式フードバンク）」への協力や、子どもの貧困問題、奨学金制度の改善に向けた取組み等について、諸団体との連携を図りながらすすめます。

(5) 消費者施策の充実と消費者運動を推進し「消費者市民社会」の実現をめざす取組み

- ・京都府消費者教育推進計画にもとづく活動を会員生協、行政、諸団体と連携してすすめます。
- ・適格消費者団体（特定適格消費者団体NPO法人消費者支援機構関西、NPO法人京都消費者契約ネットワーク）、NPO法人コンシューマーズ京都との連携を強めます。

4. 生協の姿を社会に発信し、理解をひろげる

ー京都の生協の事業や活動のさまざまな姿を社会（行政、報道機関、地域諸団体）に発信し、生協の視認性や認知度を高める活動を通して、生協の価値と存在意義への理解をひろめますー

(1) 会員生協や京都府生協連の活動について社会に知らせる広報活動

- ・京都の生活協同組合の取組みをマスコミや報道機関等に積極的に紹介、発信します。
- ・『京都の生協』、『京都府生協連ニュース』、『協同組合人』（京都府協同組合連絡協議会）の発行をすすめます。
- ・ホームページの迅速な情報更新につとめます。
- ・SDGsにおける生協への期待、役割についてさまざまな機会に紹介します。

(2) 行政や諸団体との懇談会や意見交換会をおこないます

- ・京都府や農林水産省近畿農政局、京都のマスコミ関係者との懇談会等、引き続きつながりを大切に活動をすすめます。

[2]法令・定款等を遵守し、会員合意にもとづく運営をすすめます

(1) 理事会・常任理事会・会長・専務会・運営会議の開催

- ①理事会が会員総意の形成と会員生協の学びと交流の場となることを重視して運営します。
- ②常任理事会は、京都府生協連の運営・執行が全会員の「合意」ですすめられるよう、よりいっそうの役割をはたします。
- ③会長・専務会は、月1回の開催を基本に、連合会の運営課題を協議し、執行を確認します。
- ④運営会議は、「理事会決定・確認事項等にもとづく活動を推進」する位置づけとし、月1回の開催を基本に運営します。

(2) 監事会の開催、監事監査について

- ①監事監査方針・監査計画にもとづく監査の実施に誠実に対応します。
- ②監事による監査活動が円滑におこなわれるよう環境整備につとめます。
- ③監事による監査のほか、公認会計士・税理士事務所による点検を実施します。